

資料提供

茨城県県民生活環境部  
廃棄物規制課  
施設指導グループ  
課長補佐 高野 浩二  
TEL 029-301-3027

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業者に対する行政処分について

令和7年12月16日  
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第66条の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者の名称等	住 所 下妻市今泉134番地1 名 称 ELCEED合同会社 代表者 代表社員 KARUNANAYAKA GURUNNAN SELAGE DON MADUSHANKA LAKS HAN（通称 ドン・ラクシャン）
施設設置場所	下妻市今泉字神明125番1の一部
許可番号	第20083004219号
処分年月日	令和7年12月16日
処分内容	法に基づく解体業の許可の取消し
処分理由	ELCEED合同会社の役員が、法第62条第1項第2号ロに該当し、同号チに該当するに至ったため。